

平成28年度 第1回 橋本市入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成28年 8月 4日(木) 14:00~15:20 橋本市役所 市長応接室	
出席委員氏名	藤井 幹雄(委員長) 濱田 学昭 鈴木 秀幸	
審議対象期間	平成27年10月1日 ~ 平成28年3月31日	
抽出案件	総件数 4件	審議事項 (1)平成27年度下半期の入札・契約結果について (2)定例報告 ①総括表 ②工事に係る入札契約方式別発注工事一覧 ③入札参加資格停止等の運用状況一覧表 (3)抽出事案について (4)その他
制限付一般競争入札	0件	
工事希望型競争入札	2件	
指名競争入札	1件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	特になし	

意見・質問	回答
<p>(1)平成27年度下半期の入札・契約結果について</p> <p>1. 管工事と管更生工事の違いは何か？</p> <p>では入札に参加できる業者は違うのか？</p>	<p>管更生工事は特殊な器具を用いる点で区分けをしております。入札の際も管工事は工事希望型入札ですが、管更生工事は指名競争入札としています。</p> <p>特殊な工事となりますので、指名する業者はある一定の資格、実績のある業者を対象としています。</p>
<p>(2)定例報告</p> <p>1. 土木工事で入札不調が1件あったが、随意契約としたのか？ その場合金額はどの程度か？</p>	<p>随意契約としました。金額について予定価格で約145万円です。</p>
<p>(3)抽出事案について</p> <p>【工事希望型競争入札(水道経営室)】</p> <p>『第5次拡張事業 九重地区簡易水道統合整備工事』</p> <p>1. 契約変更について、およそ200万円の増額の原因は何か？</p> <p>2. 約3%の増額だが、これが大きくなると追加工事の比率が高くなり、追加工事分が随意契約的な形で実施していくような形になるため、安いところで落札した意味がなくなる可能性があるため、契約変更には注意していただきたい。</p> <p>3. 第5次拡張事業となっているが、どれぐらいで完了となるのか？</p> <p>4. 第5次というのは水道事業全体の拡張事業か？</p>	<p>主に以下の4点になります。まず、近隣から騒音対策の要望がありましたので、防音シートを設置しました。次に施工予定の既設構造物の内径が、設計段階の想定と違っていました。また同様に、電気系統設備にも違いがありました。4点目に舗装復旧工事に変更になりました。こうしたことから、およそ200万円の増額の契約変更となりました。</p> <p>大きな変更の際は、契約変更か、追加分を新たに契約するか、その都度検討しております。</p> <p>当初の第5次拡張事業は平成21年度から37年度までの17年間となっております、その中の1つが簡易水道統合整備工事です。</p> <p>はい、その通りです。</p>
<p>【工事希望型競争入札】</p> <p>『学文路地区駅東建物等改修工事』</p> <p>1. 改修工事とのことだが、既設なのか？</p> <p>2. 契約変更について、1回目は工期変更だが、2回目はどのような変更をしたのか？</p> <p>契約金額の増減はなしか？</p>	<p>はい、柱と小屋組を残し、全て改修します。またエアコン等一部転用できるものは、再利用しています。</p> <p>2回目の変更については、工事内容の変更です。まず列車の軌道に近接する箇所工事に関して、列車監視員の配置が必要となり、増額となりました。次に、仮設箇所の各種改修に伴い軽微な変更があり、こちらについては減額となりました。</p> <p>契約金額に増減はありません。</p>

意見・質問	回答
<p><b>【指名競争入札】</b> 『橋本市公共下水道 胡麻生污水管渠築造(第1工区)工事』</p> <p>1. 入札辞退が多いが、入札辞退は事前に連絡があるのか？</p> <p>特殊な工法を用いる工事なのか？</p> <p>2. 予定価格付近での入札が複数あった場合に最低制限価格が大きく上昇することになる。将来の課題として、そのような場合の算定方法を検討する必要があるのではないか。</p>	<p>はい、事前に辞退届を提出してもらっています。また、あまり辞退業者が多いと、今後、見直しが必要になると思います。</p> <p>特殊な工事ではありますが、この種の工事に関して知識のある業者を指名しており、工事の実施について、技術的には問題ありません。</p> <p>はい。</p>
<p><b>【随意契約】</b> 『橋本市公共下水道 御幸辻污水管渠築造(第19工区)工事』</p> <p>1. 随意契約の理由が、早急に工事をする必要があったためとしていたのに、契約変更により工期が当初の30日から、85日増えたのは、どういうことか？</p> <p>30日と85日を足した日数が標準工期ということか？</p> <p>2. 契約変更により、増額となっているがその内容は何か？</p>	<p>まず、工期については金額に応じて標準の工期が決まっておりますが、この工事は元々、年度の繰り越しを予定しておりまして、1回目の契約変更で、標準工期となるように、85日間の工期延長としています。</p> <p>はい、その通りです。</p> <p>掘削した土を埋め戻し材として再利用する予定でしたが、土質試験の結果、掘削した土は埋め戻しに適さないものでありましてので、埋め戻し材を変更し、土の処分を行ったため、およそ27万円の増額となりました。</p>